

上郡町記者発表資料

発表年月日	送信枚数	発信元
令和4年10月24日	2枚 (本紙含む)	上郡記者クラブ事務局 担当：福井 TEL：0791-52-1112 FAX：0791-52-5172

上郡町職員の懲戒処分について

このたび、下記のとおり懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

- 1 被処分者の属する所属名 上下水道課
- 2 被処分者の職名 主査
- 3 被処分者の年齢 50 歳代
- 4 処分内容 停職 6 か月
- 5 処分年月日 令和4年10月24日（月）

6 事案概要

被処分者は、令和4年4月に、上司に対する暴言や不穏当発言に対して懲戒処分である戒告を、また、同僚職員への暴行並びに私物の無断設置などで訓告を受けた。

しかしながら、被処分者は、上下水道課へ異動後、特定の同僚に対し、管理職の目の届かないところなどで、暴言や威嚇行為を繰り返し、同僚に対して精神的苦痛を与えるとともに、所属内の執務環境を害する行為を行っていた。また、被処分者の私物について所属長より持ち帰るよう再三命令されるも、所属長の命令を無視し、持ち帰ることなく保管・設置し、使用を続けた。

このような中、令和4年10月6日正午過ぎ、職場内で同僚に対し、暴言を繰り返し行いながら、所属長の制止も聞かず執拗に殴る・蹴るといった暴力行為をして、同僚に全治5日間の怪我を負わせた上、暴行の現行犯で警察に逮捕された。

これらの行為は、職場の秩序を乱すだけでなく、町民の行政に対する不信を招く行為である。また、法律や各種規程を守るべき職員にあるまじき行為で、全体の奉仕者たる公務員の自覚に欠けるもので、公務員の信用を失墜させた。

7 対応策

本町職員がこのような非違行為を起こさないよう、引き続き服務規律の確保について努めてまいります。

問い合わせ先

部署：総務課（担当：山田）
住所：兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地
TEL：0791-52-1111 FAX：0791-52-5172

さわやかに歴史と
未来の出逢うまち



上郡町

報道関係者各位

上郡町総務課

上郡町職員の懲戒処分等について

このたび、下記のとおり懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 被処分者の属する所属名 | 上下水道課 |
| (2) 被処分者の役職（職名） | 主査 |
| (3) 被処分者の年齢 | 50 歳代 |
| (4) 処分内容 | 停職 6 か月 |
| (5) 処分年月日 | 令和4年10月24日（月） |
| (6) 事案概要 | |

被処分者は、令和4年4月に、身分上の上司に対する暴言や不穏当発言に対して懲戒処分である戒告を受けた。また、同僚職員への暴行並びに私物の無断設置などで訓告を受けた。

しかしながら、被処分者は、上下水道課へ異動後、特定の同僚に対し、管理職の目の届かないところなどで、個人の尊厳を傷つけるような暴言や睨みつけ、舌打ち、椅子や扉を蹴るなどの威嚇行為を繰り返し行い、同僚に対して精神的苦痛を与えるとともに、所属内の執務環境を害する行為を行っていた。また、被処分者の私物であるドローンやWi-Fiルーターについて所属長より持ち帰るよう再三命令されるも、所属長の命令を無視し、持ち帰ることなく保管・設置し、使用を続けた。

このような中、令和4年10月6日正午過ぎ、同僚が炊事場の冷蔵庫の扉を開けたところに被処分者が通りかかり、突然同僚に対し、「アホ」「ボケ」「お前の存在自体が邪魔」「お前と同じ空気を吸うのが嫌」など個人の尊厳を傷つけるような暴言を繰り返し行いながら、所属長の制止も全く聞かず執拗に殴る・蹴るといった暴力行為をして、同僚に全治5日間の怪我を負わせ、暴行の現行犯で警察に逮捕された。翌日、被害を受けた同僚が診断書を警察に提出し、暴行容疑から傷害容疑に変更となった。また、被害を受けた同僚に対し謝罪も行っていない。

これらの行為は、職場の秩序を乱すだけでなく、町民の行政に対する不信を招く行為である。また、法律や各種規程を守るべき職員にあるまじき行為で、全体の奉仕者たる公務員の自覚に欠けるもので、公務員の信用を著しく失墜させた。

※ 被処分者は、過去に職員の倫理行動を定めた規程並びに綱紀肅正に関する通知に反する利害関係者との禁止行為を行い、懲戒処分（戒告）を受けている。

(7) 対応策

町職員がこのような非違行為を起こさないよう、引き続き服務規律の確保について努めてまいります。

【問い合わせ先】

総務課

電話 0791-52-1111